



11月9日は**119番の日**

11月9日～15日は**秋季全国火災予防運動期間**

消防への正しい理解と認識を深め、防災意識の高揚を図ることを目的に、11月9日は「119番の日」、その日から1週間は「秋季全国火災予防運動期間」となっています。

これを機に、119番通報や火災への対策などについて、改めて確認しましょう。



消防車両や救急車を呼ぶときは

119番通報すると、受けた職員が住所、氏名、電話番号、近くの目標となる建物やどのような状況かなどについて質問しますので「落ち着いて・ゆっくり・はっきり」と答えるようにしてください。

救急車のサイレン

通報者から、「救急車のサイレンを鳴らさずに来てほしい」と依頼されることがありますが、救急車はサイレンを鳴らさないと緊急走行できませんので、ご理解をお願いします。

火災や救急出場の件数は、年間でどのくらい？

火災は、去年1年間で27件ありました。去年は、過去最も少ない件数でしたが、今年9月30日現在で28件となっています。特に、住宅が全焼するような大きな火災がありました。火の元には十分ご注意ください。

また、救急出場件数は、去年1年間で8,456件となり、1日約23件の出場がありました。本当に救急車が必要な方の元へすぐ駆け付けられるようにするため、定期的な通院はタクシーなどの公共機関を利用するなど、救急車の適正利用にご協力をお願いします。



住 宅 防 火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

寝たばこは、絶対にしない、させない。

ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

コンロを使うときは火のそばを離れない。

コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜いておく。

6つの対策

ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。

住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

部屋を整理整頓し、寝具、衣類やカーテンは防災品を使用する。

消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

問合せ 警防課・予防課 TEL 24-0119

～ 189 (いちはやく) 「だれか」 じゃなくて「あなた」 から～ 11月 は 「児童虐待防止推進月間」 です



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待は、身近なところで起こり、尊い幼い命が奪われる重大な事態になることもあります。

市では、関係機関と連携を図りながら、すべての子どもたちの命を守り、子育てに悩むご家庭を支援しています。子どもたちを見守る私たち一人ひとりの「目配り」や「気づき」が、児童虐待を未然に防ぐことにつながります。

児童虐待とは

児童虐待とは、親などの保護者（親や親に代わる養育者）が、子どもの身体や心を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為を指します。

身体的虐待

殴る、蹴る、やけどさせる、家の外に閉め出すなど

ネグレクト

(育児放棄)

食事を与えない、家に閉じ込めるなど

心理的虐待

子どもの前で配偶者に暴力をふるう、無視するなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせるなど

見落とさないで！ 子どもや保護者のこんなサイン



子どものサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲の痕がある
- 衣服やからだがいっぱい汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者のサイン

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どものけがについて不自然な説明をする

市役所庁舎と大屋根広場のオレンジライトアップ

児童虐待問題に対する関心と理解を深めるため、市役所庁舎を児童虐待防止運動のシンボルマークである「オレンジリボン」にちなんだオレンジ色にライトアップします。

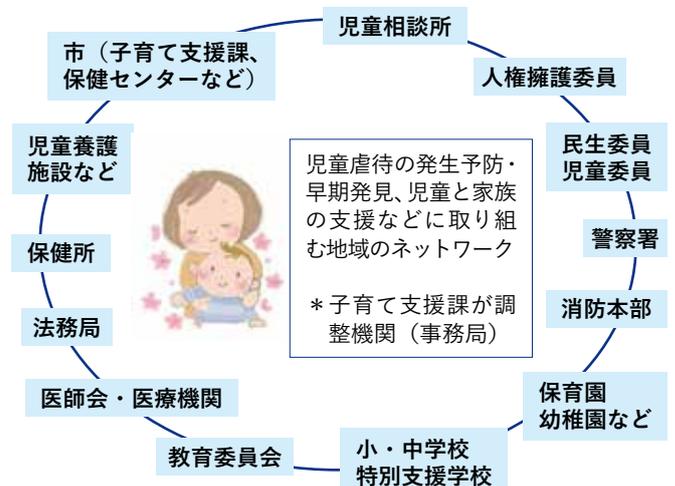
とき 11月1日(月)～30日(火) 日没～午後9時

地域との連携

子育て支援課家庭児童相談室の職員が市内の幼稚園や保育園、小・中学校などを訪問し、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に努めています。

相談内容によっては児童相談所、警察、民生委員、児童委員、学校、医療機関などの関係機関で構成する「日立市要保護児童対策地域協議会」と連携し、情報を共有しながら対応しています。

日立市要保護児童対策地域協議会



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



相談窓口

子育て支援課家庭児童相談室 内線 394

健康づくり推進課 TEL 21-3300

茨城県日立児童相談所 TEL 22-0294

いばらき虐待ホットライン(24時間対応) TEL 0293-22-0293

日立警察署(命の危険を感じたとき) 110番

問合せ 子育て支援課 内線 323